

○鹿兒島県警察職員に係る技能指導官に関する訓令 (平成7.4.26 鹿兒島県警察本部訓令12)

改正 前略…平成28.4訓令14

(目的)

第1条 この訓令は、実務経験が豊富な鹿兒島県警察職員（以下「警察職員」という。）の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を活用することにより、警察職員の専門的技能等の向上に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(技能指導官の設置)

第2条 技能指導官を置くことを必要とする警察本部の所属は、専門的技能等の種別に応じて技能指導官を設置するものとする。

本条…全部改正(平成10.12訓令52)

(技能指導官の行う職務)

第3条 技能指導官は、命を受け、次に掲げる方法により専門的技能等に関し、警察職員に対する指導を行うものとする。

- (1) 技能指導官又は専門的技能等の指導を受ける者が、専門的技能等に係る職務を遂行しながら行う教養
- (2) 学校教養等の集合教養
- (3) 前2号に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法による教養

(技能指導官に充てる職員)

第4条 技能指導官は、原則として、45歳以上であり、かつ、当該専門的技能等に係る実務経験が15年以上の警察職員であって、警察本部長が定めるところにより行う審査を経た者をもって充てるものとする。

本条…全部改正(平成10.12訓令52)、一部改正(平成28.4訓令14)

(技能指導官名簿の作成等)

第5条 技能指導官を任命したときは、技能指導官名簿を作成し、及びその周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でない場

合は、この限りでない。

旧6条…繰上〔平成28.4訓令14〕

(事務処理)

第6条 この訓令の実施に関する事務は、警務部警務課において処理する。

本条…一部改正〔平成21.3訓令10〕、旧7条…一部改正し繰上〔平成28.4訓令14〕

附 則

この訓令は、平成7年5月1日から施行する。

附 則 (平成10.12.21訓令52)

この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 (平成20.7.8訓令14)

この訓令は、平成20年7月8日から施行する。

附 則 (平成21.3.30訓令10抄)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28.4.15訓令14)

この訓令は、平成28年4月18日から施行する。